

## 第 7 1 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 2 9 年 4 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 2 9 年 4 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 平成 2 9 年 4 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 4 8 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 2 6 名 出席 2 4 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上 岡 耕 一	出	1 3	鏑 川 吉 正	出
職務代理人 (7)	浮 田 孝 允	出	1 4	水 内 清 郎	出
1	岸 本 博	出	1 5	岡 本 五 樹	出
2	近 藤 浩 夫	出	1 6	難 波 勝 利	出
3	岩 居 晴 男	出	1 7	赤 井 史 人	出
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長 田 孝 之	出
5	塩 飽 幹 廣	出	1 9	田 淵 勉	出
6	石 田 始	出	2 0	藤 田 眞 樹	出
—	—	—	2 1	延 澤 強 哉	欠
8	岡 崎 章 二	出	2 2	花 口 弘 行	欠
9	岡 崎 利 祐	出	—	—	—
1 0	岡 崎 浜 雄	出	2 6	藤 原 忍	出
1 1	川 間 昌 徳	出	2 7	磯 谷 和 行	出
1 2	岸 本 行 雄	出	2 8	森 山 幸 治	出

### 6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長	真田 明彦	参 事	箕浦 勝宏
	総務・農政担当課長	倭 信幸	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	今村 正樹	担当係長	入江 貢
	副主査	橋本 聰実	副主査	大橋 和之

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について



ありましたので訂正をお願いします。

以上です。

**議 長** 第1号議案に入ります。審議に入ります前に申請等（1）4番と、申請等（2）10番は同時申請で相互に関連がありますので、申請等（2）の審議の時に説明、ご意見を伺います。それでは、申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区協議会の説明を、お願いします。

橋本副主査 1 ページ1番、2番は受人が同一のため、同時に説明します。1番、2番ともに増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

**議 長** 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から3番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。

**議 長** 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に東区協議会の説明を、お願いします。

大橋副主査 1 ページ5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約95アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約4.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約6.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約60アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約98アール農地を耕作しておりますが、過去に3条取得をした農地の適切な利用が図られておらず、それを解消することで受理しましたが、耕作地の現地調査をしたところ適切な利用が図られておらず、地区協議会では保留意見となっています。

11番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約2.4ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による30年間の使用貸借権の設定です。受人は現在、約2.2ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

4番を除く5番から13番までの9件について審議した結果、10番は既存の耕

作地の適正な利用がなされていないことから、東区協議会では保留意見としています。

その他の申請等（１）の８件については審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）について、４番を除き１０番を今回は保留とし、その他の１１件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（１）について、４番を除き１０番を保留とし、その他の１１件を許可と決定します。

次に申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。なお申請等（１）の４番と、申請等（２）の１０番については、申請等（２）の他の審議が終了してから、ご意見を伺います。それでは、事務局から中区協議会の説明をお願いします。

橋本副主査 ３ページ１番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、東京都の借家に家族４人で居住していますが、このたび岡山に転勤することとなり、今後も永住するため、実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、平成２８年８月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、中区湯迫に事務所を置き、建設業を営んでいますが、資材置場を所有しておらず、不便なため、事務所に近い申請地を譲り受けて露天資材置場に転用しようとするものです。１種農地ですが集落に接続した業務上必要な施設に該当し、他に代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、平成２８年８月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区江並の借家に家族

3人で居住していますが、家財道具が増え、手狭になったため、実家と職場に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区祇園の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、手狭になったため、実家から近い祖母所有の申請地を借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、沖縄県の借家に居住していますが、来春には岡山に帰るため、義祖母と義母の居住地に近い義祖母所有の申請地を借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが集落に接続した住宅に該当し、他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場に所有権を移転します。受人は現在、中区江並で運送業・建設機械等のリース業を営んでいますが、現在中区の3カ所で借りている駐車場等が手狭で危険なため、支店近隣で国道2号線に近くアクセスのよい申請地を譲り受けて、トレーラー・ユンボなど52台分の露天駐車場に転用しようとするものです。なお、借りている土地はすべて返却します。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、既存施設が合計約7,000㎡あり、それを1カ所に集約し大型車両等52台分の駐車場を設置する事業計画から、妥当な面積と考えられます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅に所有権を移転します。受人は現在、北区富田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、手狭になったため、実家に近くなる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転

用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

8番，9番は敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため，同時に説明します。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

8番，受人は現在，中区中井二丁目の借家に家族4人で居住していますが，家財道具が増え，手狭になったため，勤務先から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番，受人は現在，東区上道北方の借家に家族4人で居住していますが，建物の老朽化により使い勝手が悪くなったため，妻の実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番，9番について農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

**議 長** 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から9番の9件について審議した結果，事務局の説明のとおり，許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

**議 長** 以上の報告について何かご意見，ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 4ページ11番，12番は受人が同じで転用目的が同一計画なため同時に説明します。申請地は11番が農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地，12番が農用地区域内の農用地と判断され，転用目的は露天駐車場11番が所有権移転，12番が許可日から3年間の使用貸借権を設定します。受人は現在，申請地近接で倉庫業を営んでおりますが，中区江並にある倉庫を退去する必要があり，また倉庫利用の需要の増加のため，本社南側に特定流業務施設を増設することとなりましたが，そのため既存で利用していた駐車場が不足することとなったため，隣接の農地を露天駐車場に転用しようとするものです。11番は農地区分と転用目的は問題ないと思われ，転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われ，12番につきましては，農振農用地ですが一時転用であり，「農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがない」と判断され，例外的に許可が可能で，転用面積，被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

13番,平成28年8月締めで農振除外の申し出があり除外相当で協議済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在東区の借家に居住しておりますが,子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,実家に近い父所有の土地を借り受けて,転用し自己住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積,被害防除計画等,一般基準上も問題ないと思われます。

14番,平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は露天駐車場で賃貸借権を設定します。受人は現在運輸業を営んでおりますが,駐車場が狭いため,既存事務所に近く,中国四国地方の取引先への配送に大変便利な申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積,被害防除計画等,一般基準上も問題ないと思われます。

15番,平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され,転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在東区の借家に居住しておりますが,子供の誕生に伴い家財道具が増え手狭となったため,父所有の土地で他に代替地がなく,また将来の農業承継も踏まえ,実家近隣の申請地に自己住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが,「集落に接続した住宅」該当し,例外的に許可が可能です。転用面積,被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

16番,平成28年8月締めで農振除外の申し出があり除外相当で協議済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され,転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在東区の申請地隣接の実家に居住しておりますが,子供の成長等に伴い家財道具が増え手狭となったため,父所有の土地で他に代替地がなく,また将来の農業承継も踏まえ,実家近隣の申請地に自己住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが,「集落に接続した住宅」該当し,例外的に許可が可能です。転用面積,被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 11番から16番までの6件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見,ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 申請等(2)の10番を除く15件については,許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等（２）の１０番を除く１５件については許可と決定します。なお６番中区桑野の案件は転用面積が３，０００㎡を超えていることから、岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等（１）の４番と、申請等（２）の１０番の審議に入ります。事務局から説明を、お願いします。

大橋副主査

３ページ申請等（２）１０番、本件は今年１月協議会総会でご審議いただき、その後１月２７日個別聞き取り調査を行った後、１月３０日付けで取下げがなされ、主に営農計画の変更をして再度申請した案件ですが、十分に審議を尽くす必要があることから前回は保留としておりました。申請地は農用地区域内の農用地であり、転用目的は営農継続型太陽光発電設備で地上権を設定する一時転用です。一時転用期間は許可日から３年間です。受人は現在太陽光発電事業を営んでおり適地を探していたところ、受人代表の母所有の申請地を借り受けて営農継続型太陽光発電設備を設置しようとするものです。太陽光パネル発電設備下部においては、受人代表が主体で田から作物転換し高設棚を使ったミョウガ栽培を行う計画です。

営農型太陽光発電施設への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというものです。通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画している作物を栽培する上で、パネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」それから下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要であり、「営農計画書」はお配りした資料のとおりです。「知見を有する者からの意見書」は 氏からによるもので、千葉でミョウガ、茨城でアシタバによるそれぞれの実証事例で露地と比べて収量が減少しない内容となっております。

申請地は農振農用地ですが「一時転用」に該当し、例外的に許可が可能です。

なお、本件は太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、１ページ申請等（１）４番の３条申請において受人が営農継続型太陽光発電所設置のため地上権の設定を行うものです。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

申請等（１）の４番と申請等（２）の１０番は、東区協議会で審議したところ、営農型発電設備であり太陽光パネル下部での営農が適切に継続されることを前提とするものですが、農業を行う場合には地域での協調が必要であり、現段階では申請地周辺農業者

の理解が得られていない状況にあります。

また、耕作予定者は東京から実家に帰り、農業を営む計画とのことでありますが、その内容も具体性に欠け、実効性を疑わざるをえないと考えます。

以上により現時点では営農が適切に継続できる環境が整っているとはいえないと思われますので、東区協議会では不許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 それではご意見がないようでしたら、本件について調査し、関係各委員と協議した結果をまとめまして、事務局から報告していただきます。

大橋副主査 営農継続型発電施設への転用は下部の農地における営農の適切な継続が確実に行われるかどうかを判断する必要があります。

申請人は本申請地に係る発電設備の設備認定を経済産業省から平成25年12月に受けていますが、当該地はいずれも営農継続型での発電設備の設置でしか転用許可見込みがないものであります。ゆえに申請人の代表社員である耕作予定者は、東京から西隆寺の実家へ戻り、農業を行うと申請書で述べているわけですが、現実には、実家の土地家屋は設備認定後の平成27年に第三者へ売却されたままであり、申請後に追加質問をしたところ、当面の居住予定について回答があったのみで、申請内容と矛盾しており、現時点では住居等の営農の拠点が定まっていないと判断されます。

耕作予定者は農業には数十年携わっておらず、さらにこれまで栽培経験のない、また近隣でもこれだけの大規模の栽培を行っていないミョウガ栽培を計画しています。 による液耕栽培で、システム設置会社から営農指導を受ける予定とのことでありますが、どのような契約を締結し、またどのような体制で指導を受けるのかが示されておらず、必要な肥培管理と収穫が可能とは考えられません。

また、太陽光パネル下部でのミョウガ栽培の見込み単収の根拠として「知見を有する者の意見」が添付されていますが、その内容は関東地区の露地栽培での実証例に基づくものであり、本申請地で、しかも「ミョウガベッド」で栽培した場合にも、その実証例があてはまるのかが示されておらず、判断ができません。

さらに、「ミョウガベッド」での栽植計画では、プラントの間隔を7.3mとしていますが、申請書に添付されている営農計画書では「効率的な農作業の実施」として間隔を3.65mとしており、本計画は栽植密度が一般的な栽培方法とは

いえず、営農継続型発電設備であるという事業の目的からみて転用面積が過大であり、適正とは認められません。

労働力については基本的には夫婦2名で行い、繁忙期に1名雇用との計画であります。簡易液耕栽培は露地栽培と比べて労働時間の短縮が想定されたとしても、草刈り等の農地の保全作業も含めた約5000㎡、約3000株の栽培が最大3名で行えるとは考えられません。

加えて、農業は自己の農地の耕作だけでなく、農道・水路等の共同利用施設の除草、清掃の保全活動なども含めて、地域で協調してこそ行えるものであります。本件においては、転用行為も含めた計画に対して、周辺農業者の理解が得られていない点も考慮する必要があります。

よって平成25年3月31日24農振第2657号（農林水産省）農村振興局長通知1の（2）のウの「下部の農地における営農の適切な継続が確保されている」とは認められないため、さらに転用面積においても農地法第5条第2項第3号に係る同法施行規則第57条第4号に該当し適正とは認められないため、本件を不許可処分とするのが相当との意見となっております。

以上です。

議長 それでは以上のまとめにより、申請等（1）の4番と、申請等（2）の10番を不許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（2）の10番を不許可とし、その転用に伴う申請等（1）の4番も併せて不許可と決定します。

次に申請等（3）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）、申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）、申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）について、一括して審議します。事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査 別紙をご覧ください。1ページの2件が（3）所有権の移転で、これは担い手育成財団が行う売買事業です。2ページから103ページまでが（4）利用権の設定、104ページから111ページまでが（5）利用権の移転、112ページから121ページまでが（6）利用権の設定及び転貸の利用集積計画です。本年2月とりまとめ分で、5月11日予定の市の公告後に貸借が始まります。内訳等の詳細は手元にございます利用集積集計票をご参照ください。第一農業委員会分を含めた岡山市全体は、このようになっています。このうち第二農業委員会分は、新規が190件、更新が

828件、合計1,018件で、面積は3,638,378.87㎡となっています。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、各地区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)、申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)、申請等(6)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)は、原案のとおり決定とします。

次に申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 5ページ1番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、引き続き貸付けます。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

3番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作し、貸付地は引き続き貸付けます。

6番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、引き続き貸付します。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、6件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査

報告（１）４条届については、７ページ１番から６番の６件です。転用目的は宅地造成が１件、アパートが１件、分譲住宅地が１件、露天駐車場が１件、長屋建て住宅が１件、自己住宅が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、８ページ１番から７番の７件です。転用目的は分譲住宅地が２件、自己住宅が１件、貸し露天駐車場が１件、貸住宅が１件、資材及び工事車両置場が１件、貸屋住宅用地が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、９ページ１番から１１ページ１５番までの１５件です。解約理由は、耕作目的が１３件、転用目的が２件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１２ページ１番から３番の３件です。内容は農業用通路が１件、農業用倉庫が１件、農業用露天駐車場及び農業用倉庫が１件です。

報告（５）農地改良届については、１３ページ１番の１件です。内容は普通野菜畑です。以上です。

議 長

これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全 員

ありません

議 長

何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

（１）下限面積の見直しについて、５月協議会までに意見がまとまれば６月総会で決定し７月２０日から施工する予定

（２）平成２９年度の活動計画・事業計画について、２８年度の活動を振り返り、新しい農業委員会体制を踏まえた形で案を作成し、５月の総会で決定する予定

（３）その他

・事務局の人事異動について報告

・農業参入を計画している企業が、農地の情報提供を求めている旨報告

職務代理

それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉会 午前10時48分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員